平成２１年（フ）第１７８２号
宮城県黒川郡富谷町日吉台１丁目６番地３
破産者　千坂　和也（旧姓佐々木）
１　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
２　一般調査期日　平成22年５月26日午後１時40分
平成22年４月14日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３４８号
大阪府守口市高瀬町５丁目７番10号
破産者　麻生　貞子
１　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
２　一般調査期日　平成22年６月17日午後３時30分
平成22年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９２号
大阪市住吉区住吉２丁目12番１号
破産者　古谷　明彦
１　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
２　一般調査期日　平成22年６月17日午後３時30分
平成22年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７７６号
大阪府枚方市北中振２丁目22番１号
破産者　株式会社テクノモリイ
１　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
２　一般調査期日　平成22年６月14日午後４時
平成22年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２０号
大阪市中央区島之内１丁目17番14号
破産者　ナショナルツアーズ株式会社
１　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
２　一般調査期日　平成22年７月５日午後３時30分
平成22年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３７号
大阪市中央区釣鐘町１丁目１番11号ミューズワンビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区天満橋京町１番23号
破産者　有限会社サークルトラスト
１　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
２　一般調査期日　平成22年６月28日午後４時
平成22年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第２１１号
徳島県鳴門市里浦町里浦字小高塚161番地１
破産者　株式会社近藤組
１　期日　平成22年５月24日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年４月14日　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５０号
愛知県安城市小川町新田山９番地29
破産者　大羽　孝昌
１　期日　平成22年６月21日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年４月15日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第７５号
山口県宇部市大字西岐波1942番地11、開始決定時の住所山口県宇部市大字西岐波1141番地２
破産者　岡田　兼治
１　異議申述期間　平成22年６月10日まで
２　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
平成22年４月15日　山口地方裁判所宇部支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第４号
滋賀県大津市玉野浦４番14号
清算株式会社　株式会社Ｊ－ＭＡＴ
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第１号
愛媛県松山市竹原町１丁目７番地１
清算株式会社　株式会社サプライえひめ
代表清算人　二神　一誠
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１４号
大阪市旭区新森７丁目４番33号
再生債務者　東海工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目７番12号東京建物大阪ビル８階　共栄法律事務所　弁護士　増市　　徹
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第９号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋１丁目１番５号
再生債務者　Ｕ．Ｆ．Ｏ．株式会社
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年５月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年７月20日から平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第７号
千葉市中央区寒川町１丁目229番地の１
再生債務者　株式会社アコースティックアート
１　決議に付する計画案　平成22年２月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年５月27日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年５月19日まで
平成22年４月12日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２１年（再）第２８号
大阪市阿倍野区北畠３丁目13番７号
再生債務者　東浦　聖員
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年４月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３５号
大阪市中央区備後町４丁目２番３号
再生債務者　ヤマイチテクノス株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部